

長野市シティプロモーション推進本部要綱

(設置)

第1 本市のシティプロモーションを総合的かつ効果的に推進するため、長野市シティプロモーション推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) シティプロモーションの基本方針に関すること。
- (2) シティプロモーションに係る事業に関すること。
- (3) その他シティプロモーションの総合的な施策に関すること。

(組織)

第3 推進本部は本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長は市長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員でない者を推進本部に出席させることができる。

(本部長の職務)

第4 本部長は、部務を総理し、推進本部を代表する。

(会議)

第5 推進本部は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6 推進本部が必要と認める事項について調査及び研究をするため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者で組織する。
- 3 幹事会は、企画政策部市長公室長が招集する。
- 4 幹事会は、必要があると認めるときは、別表第2に掲げる職にある者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、企画政策部市長公室が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

副市長 教育長 上下水道事業管理者 総務部長 企画政策部長 財政部長 地域・市民生活部長 保健福祉部長 保健所長 こども未来部長 環境部長 商工観光部長 文化スポーツ振興部長 農林部長 建設部長 都市整備部長 会計局長 教育委員会事務局教育次長 上下水道局長 消防局長 議会事務局長 危機管理防災監 政策調整監

別表第2（第6関係）

部局名	職名
企画政策部	市長公室長 東京事務所長 秘書課長 企画課長 人口増推進課長 広報広聴課長
地域・市民生活部	地域活動支援課長
商工観光部	商工労働課長 観光振興課長
文化スポーツ振興部	文化芸術課長 スポーツ課長
農林部	農業政策課長
教育委員会事務局	家庭・地域学びの課長